

[各論 I] 賃上げ促進税制と住宅ローン減税が目玉の2022年度税制改正

片桐 正俊

東京通信大学教授・中央大学名誉教授

2022年度税制改正は、賃上げ促進税制と住宅ローン減税が目玉の小粒の税制改正となった。岸田内閣になっての初めての税制改正であり、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、「新しい資本主義」の実現に取り組む岸田内閣の基本的考え方を反映させたとする税制改正である。

閣議決定した22年度税制改正の概要は次の通りである。

「成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションをさらに促進するための措置を講ずる。また、カーボンニュートラル化の実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずる。」

この税制改正によって平年度ベースで見ると、賃上げ促進税制で1000億円台半ばの国税減収、固定資産税の負担軽減措置で450億円程度の地方税減収を見込んでいる。

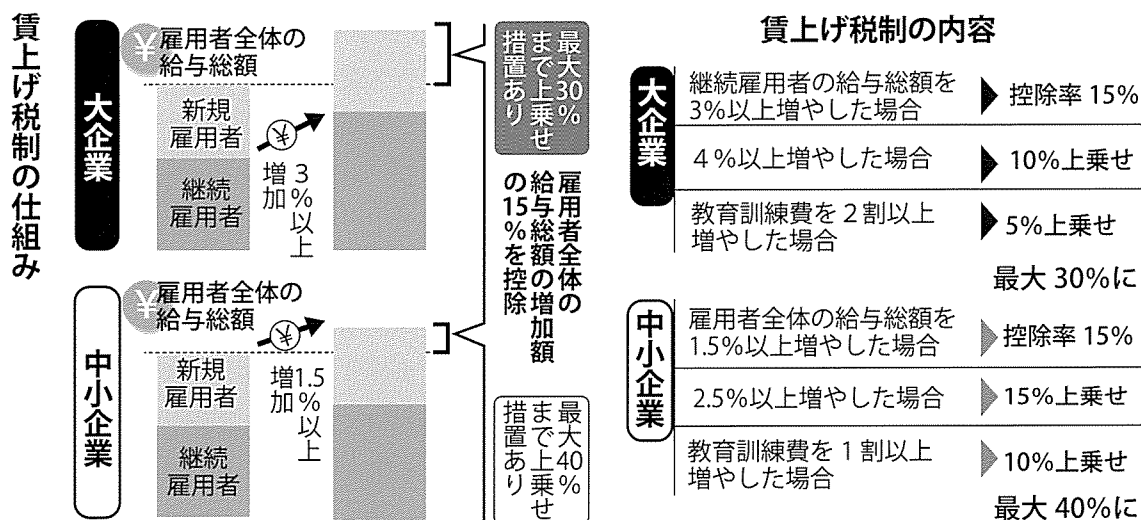
このように、22年度税制改正はまたしても、弱体化している日本の税制の財源調達機能や所得再分配機能の回復・強化を図るような本格的な税制改正とは程遠いものになってしまった。税制改正の基本的考え方として、「経済あつての財政との考

えの下、足元及び中長期的な成長に向けた課題に対応しつつ、財政健全化に向けて引き続き改革を続ける。税制については、経済社会のあり方に密接に関連するものであることから、今後ともその構造変化や国際的動向等を踏まえ、再分配機能の向上を図りつつ経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する。」と述べながら、何もしていない。この基本的考え方に合致する税として、金融所得課税や炭素税が挙げられるが、検討事項として事実上上年度以降へ先送りしてしまった。今後の課題とされた金融所得課税については、文末で少し詳しく検討する。

大仰な税制改正の基本的考え方の割に、実際の税制改正案は小粒なだけでなく、新味に乏しいと言わざるをえない。22年夏の参議院選挙を睨んで国民の負担増を回避しながら、新型コロナウイルス禍で影響を受ける中小事業者や個人の減税要望、与党が成長戦略とする脱炭素、デジタル化の促進税制の要望、それに岸田政権の目玉政策である賃上げ促進税制や住宅ローン減税の希求等に応えたため、22年度税制改正は小粒の減税措置のオンパレードとなった。しかもそれら多くの減税措置は第二次安倍政権や菅政権がコロナ対策を含めアベノミクス促進の手段とした減税措置のやり直しの多い。

以下では、22年度税制改正の主な内容について検討する。

図1 賃上げ促進税制の仕組みと内容



(出所)『東京新聞』(朝刊) 2021年12月11日付。

主な法人課税の改正

(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置

岸田政権の「成長も分配も実現する」とする方針の分配政策の柱の1つが賃上げ促進税制である。図1に賃上げ促進税制の仕組みと内容が示されている。

法人税減税を誘因として企業に賃上げを促す税制は、「成長と分配の好循環」による中間層の復活を目指すものと説明されている。

まず賃上げ税制の仕組みを見てみよう。現行制度では、大企業は新規雇用者の給与総額を2%以上増やした場合、中小企業は雇用者全体の給与総額を1.5%以上増やした場合に、給与総額の増加額の15%を法人税額から控除することができる。新たな制度では、給与総額の増加額のうち法人税額から控除できる割合(控除率)を、大企業では継続雇用者の給与総額を3%以上増やした場合に15%とし、中小企業では雇用者全体の給与総額を1.5%以上増やした場合に現行通り15%とする。

賃上げ税制の新たな仕組みの基本はこの通りであるが、23年までの2年間に採られる賃上げ促進税制では、図1の「賃上げ税制の内容」のところ

に明示されているように、賃上げ率(給与総額の増加率)や教育訓練費の増加率に応じて、大企業と中小企業のそれぞれに上乗せできる控除率が設定されており、大企業では最大30%、中小企業では最大40%の控除率になる。

この賃上げ促進税制については早くも多くの疑問や批判が起こっている。主なものは以下の通りである。

第1に、賃上げ促進税制は13年度に第二次安倍政権によって導入され、22年度税制改正でその拡充が図られるのであるが、13年度以降の現金給与総額の上昇率が最大でも1%前半であったと推定されており、賃上げ効果は限定的であった。そこで岸田政権と与党は賃上げ促進税制の強化策の1つとして、「一人ひとりの賃金の引上げ」が重要とする首相の考えを踏まえ、ボーナスを除いて基本給をベースとした方が賃金の持続的上昇につながるとみて、仕組みを検討した。しかし、基本給を上げると固定費化され、年金や社会保険料の企業負担も増すことから、政府・与党内に反対もあつて断念し、給与総額を基準に控除率を定める従来の方法を継続した。基本給をベースとしなければ、賃金引き上げ効果もやはり限定的なものに留まるのではないか。

第2に、利益を上げていないため法人税を払っていない赤字企業は当然賃上げ促進税制の優遇措置を受けられないが、大企業で3割、中小企業で実に6割強が赤字企業であるため、その分賃上げ効果は期待できない。今日ある企業の総数は421万社で大企業が約1.2万(0.3%)で中小企業が約419.8万社(99.7%)なので、赤字企業が多い中小企業において、圧倒的多数の企業が賃上げ促進税制の優遇を受けられないことになる。もっとも政府は、赤字の中小企業が賃上げをした場合に補助金を出す特別制度を設けるようであるが、その内容も効果も分からない。

第3に、22年度に0.5%以上、23年度以降に1%以上の賃上げを行わず、設備投資も不十分な場合には「研究開発減税」や「5G促進減税」などの優遇措置を適用しないとしているが、これらの優遇措置を受けている企業数は限られているので、あまり「ムチ」が効きすぎると、これらの優遇措置を受けている企業の研究開発や5G投資促進の意欲に水を差すことになるかもしれない。

第4に、そもそも労使で決めるべき賃金を政府が税財政を使って賃上げに介入することに対して批判の声がある。企業が賃金を上げない根本的問題として、日本の労働生産性の低迷があるので、日本の企業が20年度で484兆円もある内部留保を投資や賃上げに回せるような、安倍政権でも打ち出せなかった成長戦略を大胆に打ち出し、労働生産性を高めない限り、賃上げ政策だけでは限界がある。

(2) オープンイノベーション促進税制の拡充

オープンイノベーション促進税制は、スタートアップ企業に投資した企業に対し、大企業なら1億円以上、中小企業なら1000万円以上出資した場合に、出資額の25%を法人税の課税所得から差し引く制度のことであるが、現行制度の期限を2年間延長した上で要件を緩和する。企業の設立後「10年未満」としていた要件を「15年未満」にし、株式保有見込み期間を「5年以上」から「3年以上」に短縮する。その狙いは、大企業などと異業種のベンチャー企業の連携を促すことにある。

(3) 5G導入促進税制の見直し

高速・大容量の通信規格「5G」の導入促進税制は基地局や送受信装置といった5G関連の設備投資をした事業者に、5G関連の設備投資額の15%を法人税額から控除することを認めるものである。ただ実際には、利益水準の高い携帯大手のNTTドコモだけにこの優遇税制が適用されており、この税制の必要性は低いとの批判があったが、経済安全保障を重視する政府の方針で適用要件を変更して、存続することになった。この優遇税制を24年度まで3年間延長する。そして、22年度からの3年間で控除率を徐々に下げていく。整備が進んでいる都市部では、控除率は22年度9%、23年度5%、24年度3%にする。地方では、22年度15%(据え置き)、23年度9%、24年度3%と都市部より優遇し、地方への投資を促す。なお、赤字企業はこの優遇税制の恩恵を受けられないが、補助金は受けられる。

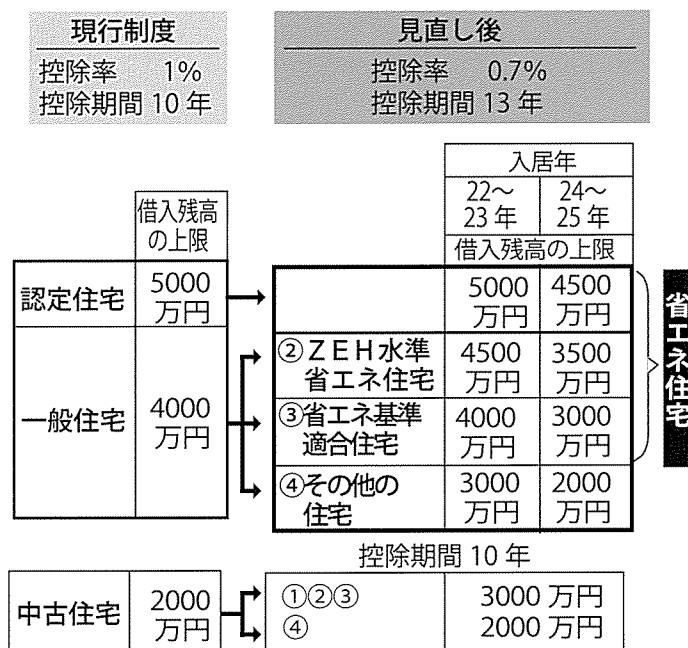
主な個人所得課税の改正 :住宅ローン減税の見直し

住宅ローン減税の見直しは、22年度税制改正のもう1つの目玉である(図2参照)。

住宅ローン減税は、ローンを組んで住宅を購入した人が年末のローン残高の1%を所得税と住民税から10年間控除できるのが基本的仕組みであった。22年度税制改正は、21年末で期限を迎えたこの住宅ローン減税の基本的仕組みを、図2のように控除率の縮小と控除期間の延長等で見直し、適用期限を25年末まで4年延長する。

控除率については、ローン残高の1%から0.7%に引き下げる。また、これまで住宅ローン減税の恩恵を十分受けられなかった中間所得層への支援を強化するために、新築物件の控除期間をこれまでの10年から原則13年に延長する。借入残高の上限は現在の2段階から4段階にする。省エネ性能等の高い認定住宅は5000万円、ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)水準の省エネ住宅は4500万

図2 住宅ローン見直しのイメージ



(出所)『讀賣新聞』(朝刊) 2021年12月11日付。

円、国の省エネ基準適合住宅は4000万円、その他住宅3000万円と環境性能に応じて4段階とする。住宅ローン減税を受けることができる所得要件は、これまでの3000万円以下から2000万円以下に引き下げる。なお、10%への消費増税の影響緩和のため導入した控除期限を13年に延ばす特例は廃止する。

さて、上記の住宅ローン減税見直しのポイントを検討してみよう。第1に、なぜ控除率を1%から0.7%に引き下げるのかという点である。これは住宅ローン減税の利用者のうち8割弱が1%を下回る金利でローンを組み、金利の支払いよりも税の控除額が大きいことを「逆ざや」問題として会計検査院が指摘したため、その「逆ざや」解消のために控除率を0.7%に引き下げたと解釈できる。

第2に、控除率の縮小と控除期間の延長がなぜ中間所得層を手厚く支援することになるのかという点である。これまでローンを組める所得要件が3000万円以下と設定されていたので、富裕層ほど高額なローンを組み、減税の恩恵を多く受けやすかったが、所得要件が2000万円以下に引き下げられたので、富裕層の減税の恩恵が減り、住宅ロー

ン減税が中間所得層支援制度として位置づけられ、また控除期間も10年から13年に延長されたので実質的にも中間所得層を手厚く支援する住宅ローン減税に見直されたといえる。

第3に、減税対象となる借入れ限度額をなぜ住宅の省エネ性能に応じて細かく分けるのかという点である。それは、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅とともに、借入れ限度額の上乗せを行い、他方省エネ性能が基準に満たない住宅は上限を下げることによって、省エネ性能が高い住宅の普及を図ろうとするからである。

主な資産課税の改正

：土地の固定資産税の負担調整措置の見直し

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、新型コロナウイルス感染拡大による経済悪化に対応するために、21年度に商業地、住宅地、農地を対象に、地価が上昇していても前年度の税額に据え置く特例措置が採られたが、この特例措置が見直されることになった。すなわち、住宅地、農地は

21年度限りで据え置きの特例措置を終了するが、商業地では税額の据え置きは止めるものの新たな土地の評価額の最大2.5%まで税額が増える仕組みに変更する。商業地のこの負担軽減策は22年度限りとし、23年度は本来の5%分まで税額が増える仕組みに戻る。

固定資産税の負担軽減を住宅地、農地は終了、商業地は延長としたのは、あくまで政治的妥協の産物である。自民党、総務省、全国市長会、全国町村会は、市町村税収の約4割を占める基幹税なので、固定資産税の住宅地、商業地、農地等に対する負担軽減措置は大きな減収要素であり、財政事情の厳しい地方自治体を一層苦しめることになるとして、その負担軽減措置を完全に終了すべきだと主張した。他方、公明党や国土交通省は、コロナ前まで地価が上昇傾向であった影響などで、商業地の約6割が22年度に固定資産税の負担が増える見通しであるが、中小企業や事業者がコロナ禍からの経済回復が遅れているので、固定資産税負担の急増は経営を圧迫し、景気を下押しする懸念を主張した。最後は自公両党の税制調査会長が協議を重ね、両者の主張を入れた折衷案で折り合った。その結果、固定資産税の負担軽減は住宅地、農地は終了、商業地は延長となったのである。

だが、妥協案だけに問題は残る。特に、市町村の側では、商業地の負担軽減延長により、約450億円の減収となる見通しで、この減収分をどう埋め合わせるのかが課題となる。おそらく国にその減収分を何らかの形で補填するよう求めるのではないか。

先送りされた金融所得課税の論点

岸田政権発足当初は、株式売却益などへの金融所得課税の強化を中間層への分配を手厚くする目玉政策として、22年度税制改正で議論する方針であった。その背後にある問題意識は、重視する分配政策の財源作りに「1億円の壁」を打破（是正）しなければならないということであった。給与所得には累進制で住民税を含めて最大55%の税率がかかるが、金融所得には国税と地方税を合わせ

ても一律20%に過ぎない。富裕層は金融所得を多く持つ傾向があり、年間所得が1億円を超えると所得税の負担率が下がるので、現行の金融所得課税は「金持優遇」との批判を受けていた。これが「1億円の壁」である。この「1億円の壁」を打破するには、現行20%の金融所得税率を一律に引き上げるか、高所得者の負担が重くなるように、所得税の累進制を強化する等の案が検討されなければならない。しかし、政府が金融所得課税の強化を22年度税制改正の目玉にしようとした途端に株価が下落してしまったので、その影響を意識したのか岸田首相は党税制調査会の開始前に、「当面触ることはない」と言って議論を封印してしまった。

ただ政府は、22年度税制改正で金融所得課税の見直しをすることを断念したが、23年度以降もそれを断念したわけではない。22年度税制改正大綱には、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。」と書かれている。

さて、金融所得課税の強化は先送りされたが、それを実施する場合の留意点について考えておこう。分配重視の観点から金融所得課税の強化を図る場合、(1)「1億円の壁」の逆進性を本当に是正できるのか、(2)富裕層だけでなく中間所得層も巻き添えにして負担を求めることになりはしないか、(3)分配政策の財源確保となるほど税収が上がるのか、(4)政府の「貯蓄から投資へ」というこれまでの方針に抵触することになりはしないか、といった点に留意しなければならない。

(1)と(2)の問題については、日本総研の蜂谷勝弘氏と大和総研の是枝俊悟氏の試算がある。蜂谷氏の試算の要点は、下記の「 」内の通りである(蜂屋勝弘(2021)「金融所得課税の議論に欠けている視点—選択的総合課税の導入と「機会の平等」重視を」『リサーチ・フォーカス』No.2021-041、12月9日、1頁、5-6頁)。

「分離課税のまま税率を引き上げる場合、税負

担や金融市場への影響を見ながら段階的な引上げが可能であるものの、①引き上げ幅が小幅にとどまる場合(例えば、税率を5%上げて25%にする場合)、逆進性が解消されない、②低所得層の税負担も増加することになる、といった問題点を抱える。

これに対して、総合課税化して累進税率を適用する場合、①1億円を超える所得層の所得税も累進的になる、②低所得層の金融所得の税負担が下がる、ことで所得再分配が強化されるものの、累進税率が30% (所得税20%+住民税10%) 以上の高所得層では、金融所得に係る税率が20%から一気に30～50%に上昇することになる。

所得再分配機能の強化に向けて、仮に金融所得課税を強化するのであれば、比例税率の引き上げに併せて、利子所得と株式等譲渡所得についても、総合課税を選択できるようにすることが望ましい。これにより低所得層の負担増が回避できる。」

また、『日本経済新聞』21年12月2日朝刊の「投資家増税にすくむ株価」という記事では、(1)、(2)、(3)の問題については是枝俊悟氏の試算を引用しながら、「金融所得税率の一律引上げは富裕層より中間層の負担が大きくなる」と述べている。さらに、「試算は金融所得増税が格差是正につながらないことも明らかにする。20%の税率を25%に引き上げた場合、約4600億円の税収増に

なる。所得1億円以上の富裕層が負担するのは約1800億円と1億円以下の層の負担(約2800億円)より小さくなる」と述べている。だとするならば、蜂谷氏の言うように、比例税率の引き上げと併せて、総合課税も選択できるようにするのが望ましいのではないか。そうすれば、分配政策の財源も確保できるのではないか。

(4)の政府の「貯蓄から投資へ」というこれまでの方針に金融所得課税の強化は逆行するのではないかという問題は大変難しい。確かに個人の保有する金融資産は2000兆円の大打に間もなく乗りそうなところまで来ており、しかも全体の54%を現金・預金が占めている。個人の金融資産が株式投資などの形で市場を通じて企業の成長に回らずに、銀行を通じて国債購入に回っているような現状を打破しようとして、成長最優先に「貯蓄から投資へ」を訴えてきたアベノミクス推進論者からすれば、分配重視の金融所得課税はそれに逆行すると捉えられ、現政府の「分配と成長」の好循環も掛け声だけに終わるのではないかと危惧する。時限措置のNISAの恒久化やその上限引上げ等のインセンティブを拡充することで「貯蓄から投資へ」個人を向かわせつつ、他方金融所得課税の強化を図ることが両立できるのか、注視していきたい。

(かたぎり まさとし)

